

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第23号

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成17年亀山市規則第26号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症にり患している者等に対して行う業務等に従事したときに支給する防疫手当の特例）

2 亀山市職員給与条例附則第11項の市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する防疫手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

勤務内容	区分	手当額
新型コロナウイルス感染症にり患している者又はその疑いがある者の医療機関又は宿泊施設等への移送その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき。	日額	3,000円。ただし、新型コロナウイルス感染症にり患している者を医療機関又は宿泊施設等へ移送したとき（新型コロナウイルス感染症にり患している疑いがある者を移送した場合で、移送した日の翌日までに当該疑いがある者が医療機関等による検査を受

	検し、新型コロナウイルス感染症にり患していると診断されたときを含む。) その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときは、4,000円とする。
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。